

広島市立学校適正配置のあり方に関する報告書  
《資料編》

平成21年（2009年）3月

広島市立学校適正配置等のあり方に関する検討協力者会議

# 目 次

1	21世紀教育改革推進総合プラン検討会議からのメッセージ	1
2	(施策体系)新しい教育の推進について	2
3	分離新設開校一覧表(昭和48年度以降)	3
4	広島市立小・中学校の児童生徒数の推移及び推計(昭和50年度～平成26年度)	4
5	小中学校数と1校当り児童生徒数の推移及び推計(昭和50年度～平成26年度)	5
6	規模別学校数の推移及び推計(昭和50年度～平成26年度)	6
7	広島市の人口の推移及び長期推計(平成12年度～平成47年度)	7
8	他政令市の学校適正規模検討一覧	8
9	小中学校の適正規模等に関する関連法令等	9
10	平成20年度広島県公立小・中学校学級編制基準	11
11	平成20年度広島県公立小・中学校定数配当基準	12
12	広島市立小・中学校分離基準	13
13	市立小学校の規模別状況(平成20年5月1日現在)	14
14	市立中学校の規模別状況(平成20年5月1日現在)	15
15	地域特性(市街地型、ニュータウン型、農村地域型)区分図	16
16	地域特性(市街地型、ニュータウン型、農村地域型)区分表(小学校)	17
17	地域特性(市街地型、ニュータウン型、農村地域型)区分表(中学校)	18
18	広島市立学校適正配置等のあり方に関する検討協力者会議要綱	19
19	広島市立学校適正配置等のあり方に関する検討協力者会議の公開等に関する取扱要領	20
20	広島市立学校適正配置等のあり方に関する検討協力者会議委員等名簿	22

# 21世紀教育改革推進

## 総合プラン検討会議からのメッセージ

### 基礎・基本の学力をつけさせるために

基礎・基本の学力を確実に定着させるとともに、学ぶ意欲や学び方、知的好奇心、探求心などを身につけさせることにより、自ら学び、自ら考える力をはぐくみ、子どもたち一人ひとりが生涯を通じて様々な変化に応じて自分で判断し、行動できるようになると考えます。

さらに、それは、子どもたち一人ひとりの個性・独創性を生かし、育てていくことにもつながります。

### 21世紀を担う人間像

心身ともにたくましく、  
思いやりのある人

4つの力をバランスよくはぐくむ

### 広島ではくんでいきたい 4つの力

#### 規範性

人と人、人と自然が明るく共に生きるために必要な良い悪いを判断できる力、悪いことを自分自身で抑止し、良いことを実行できるたくましい心

#### 感性

■多元的価値の受容力  
感受性豊かで、自分の良さを大切にするとともに、お互いの違いを違いとして認めるやさしさを持ち、良いところを見つけて自分も向上していく力

#### 体力

生涯を通じて活力ある生活を送るための基礎となる、生きていくための心とからだの健康とたくましさ

#### コミュニケーション能力

さまざまな言語はもちろんのこと、身体スポーツ、絵画、音楽、コンピュータなど自分のできる何かの方法で、情報や思いなどを伝えあい、わかりあう力



# 新しい教育の推進について（学校教育部）

## 【施策体系】

### 学校教育の充実

#### 《基本方針》

新しい時代の担い手となる子どもたちを、たくましく心豊かに育てるため、21世紀教育推進総合プラン検討会議の提言に基づき、関連する施策・事業の具体化を図り、広島らしい新しい教育を推進する。

#### 新しい教育の推進

新しい時代を担う子どもたちを、たくましく心豊かに育てるため、21世紀教育推進総合プラン検討会議の提言に基づき、関連する施策・事業の具体化を図り、広島らしい新しい教育を推進する。

#### 21世紀教育推進総合プラン検討会議（提言）(H13.2)

【人間像】  
心身ともにたくましく、思いやりのある人

◎ 基礎・基本の学力を身につけさせるために  
◎ 広島で育んでいきたい4つの力

- 規範性
- 感性
- 体力
- コミュニケーション能力
- ◎ 基盤となる教育環境を整備するために
- 学校・家庭・地域の一体化
- 教職員の資質能力の向上
- 新たなシステム等の導入
- 時代に対応した施設・設備の充実

#### 学校等の安全対策

学校や地域の現状及び危険箇所等を把握し、子どもたちの日常生活や通学時における安全確保に努める。

#### 食育の推進

#### 第2ステージ（H16年度～H19年度）の主な取組

##### 重点目標とねらい

1 子どもたちに基礎・基本の学力を身につけさせる教育

少人数教育の充実  
確かな学力の向上

2 子どもたちに4つの力をバランスよく育む教育

基本的な生活習慣の確立  
豊かな心の育成  
体力・運動能力の向上  
表現技術の育成

3 学校の信頼性を高める学校運営体制の充実・強化

評価と公開の仕組みの確立など

4 新しい時代に対応した、ゆとりとやさしさのある教育環境の整備

新たなシステムの構築  
時代に対応した教育環境の整備

#### 第3ステージ（H20年度）の重点取組事業

##### H20年度の重点取組事業

◎ 少人数教育の推進  
・小1・2年：35人学級（はばたきプラン）  
・小3・4年：少人数指導（算数科）  
・中1年：少人数指導（国・数・英（習熟度別））  
・中2・3年：少人数指導（国・数・英）

○ 基礎・基本の力の定着に係る検討  
○ 特別支援教育アシスタント事業  
○ 特別支援教育体制推進事業

○ 自然体験活動事業（小学校）  
○ 中学校部活動（運動・文化）活性化支援事業

○ Do'sポーン体育指導者招へい事業（小学校）  
○ 情報教育の推進  
・教育情報通信ネットワーク整備（小・中・高など）  
・教育情報拠点整備（教育センター）  
○ 高校生の国内・国外留学推進事業

○ 学校評価の推進  
・自己評価の実施  
・学校協力者会議の充実、外部評価の実施  
・新たな教職員人事管理システムの導入  
・自己申告による目標管理と新たな勤務評定の導入  
○ 教職員研修の充実

○ 幼保連携の推進に係る検討  
○ 幼・保・小連携推進事業  
○ 2学期制推進事業（小・中学校）  
○ 通学区域の弾力的運用の推進（中学校）  
○ 21世紀ハイスクールの策定  
○ 高・大連携の推進  
○ 市立特別支援学校の建設  
○ モンター制度の推進

○ 学校安全ガードボランティアの導入促進  
○ 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業  
○ 見守り、巡回活動推進

○ 中学校区における食育推進モデル事業  
○ 食育推進計画の策定

#### 現状・課題

☆ 基礎学力の一層の定着の必要性  
区分 小5 小2  
国語 算数 国語 数学 英語  
市 63.7 75.8 72.6 67.3 71.8  
県 64.2 75.6 74.4 69.0 73.4  
(H19年度「基礎・基本」定着状況調査通過率)

☆ 知識・技能の活用能力の向上  
LD、ADHD等への理解の広がりに伴って増加する特別支援教育対象児童生徒への支援

☆ 人や社会と直接的に関わる機会の減少  
体力向上に向けた取組の減少

☆ 体力向上に向けた取組の必要性  
区分 同じか、上回っている 下回っている  
全国平均との比較 59項目 (29.8%) 139項目 (70.2%)  
県平均との比較 106項目 (53.5%) 92項目 (46.5%)  
(H19年度「新体力テスト」の結果)

☆ 基本的な生活習慣の確立と健康に対する意識の向上

☆ 妥当性、有用性、効率性のある学校評価の推進

☆ 評価結果に基づく教育の質向上に向けた学校支援体制の推進

☆ 就学前教育に対する多様なニーズへの対応

☆ 小1プロブレムへの対応

☆ 校内への不審者の侵入等に対する子どもの安全確保  
☆ 通学路の安全確保等の検討

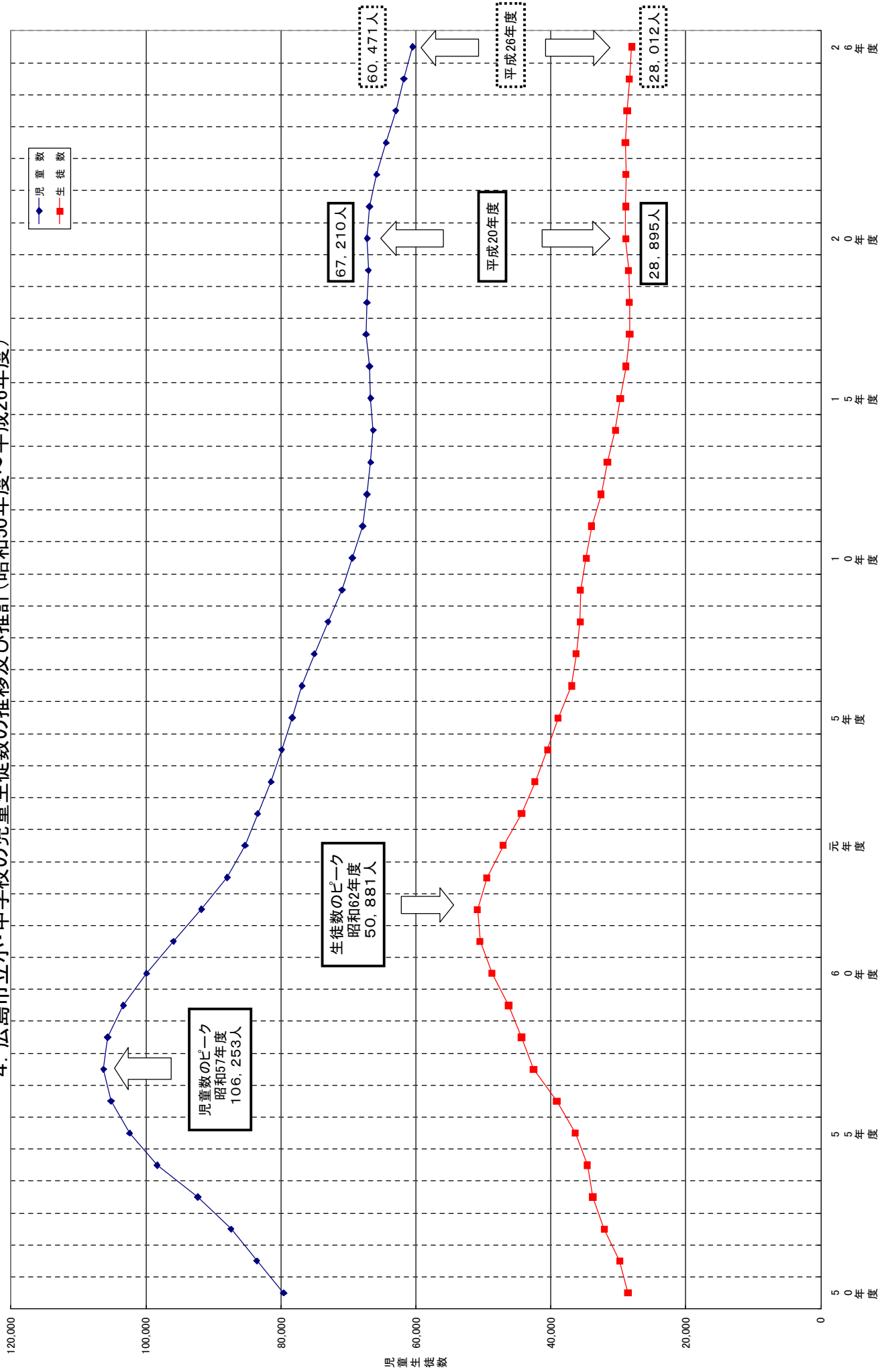
☆ 学校における食習慣、体力・健康増進の指導

### 3 分離新設開校一覧表(昭和48年度以降)

年度	小学校	中学校
48		[瀬野川(瀬野移転)]
49	戸坂城山(戸坂新町)、亀山南	2 亀山 1
50	己斐東、安東、落合東、矢野西、五日市東	5
51	安西、原南	2 仁保、楠那、落合 3
52	吉島東、黄金山、中筋、真亀、五月が丘 [落合(移転)、日浦(移転)]	5 安西、五日市南 2
53	安北、口田東、中野東	3 井口 [船越(移転)] 1
54	東浄、山田、鈴が峰、上安、八幡東	5
55	早稲田、毘沙門台、亀崎	3 日浦 1
56	井口明神、梅林、久地南、 美鈴が丘	4 亀崎 1
57	己斐上、倉掛、五日市観音西	3 五月が丘 [吉島(大手町移転)] 1
58	伴東、五日市中央	2 安佐南、三入(可部東) 2
59	井口台(井口北)、長東西	2 長東、口田 2
60	三入東	1 福木、古田、高取北、五日市観音、美鈴が丘 5
61		
62		己斐上、城山 2
63		東原、城山北 2
元年	楽々園	1 井口台、瀬野川東 2
2	藤の木 [筒瀬(日浦東移転)]	1
3		
4		
5		
6	彩が丘	1
7	大塚	1 早稲田 1
8	向洋新町、高須	2
9		
10	矢野南	1
11		
12		
13	古田台	1
14		
15	伴南	1 安佐北(小中一貫・新設) 1
16		
17		
18		
19	東野	1
20		大塚 1
21		
		47 28



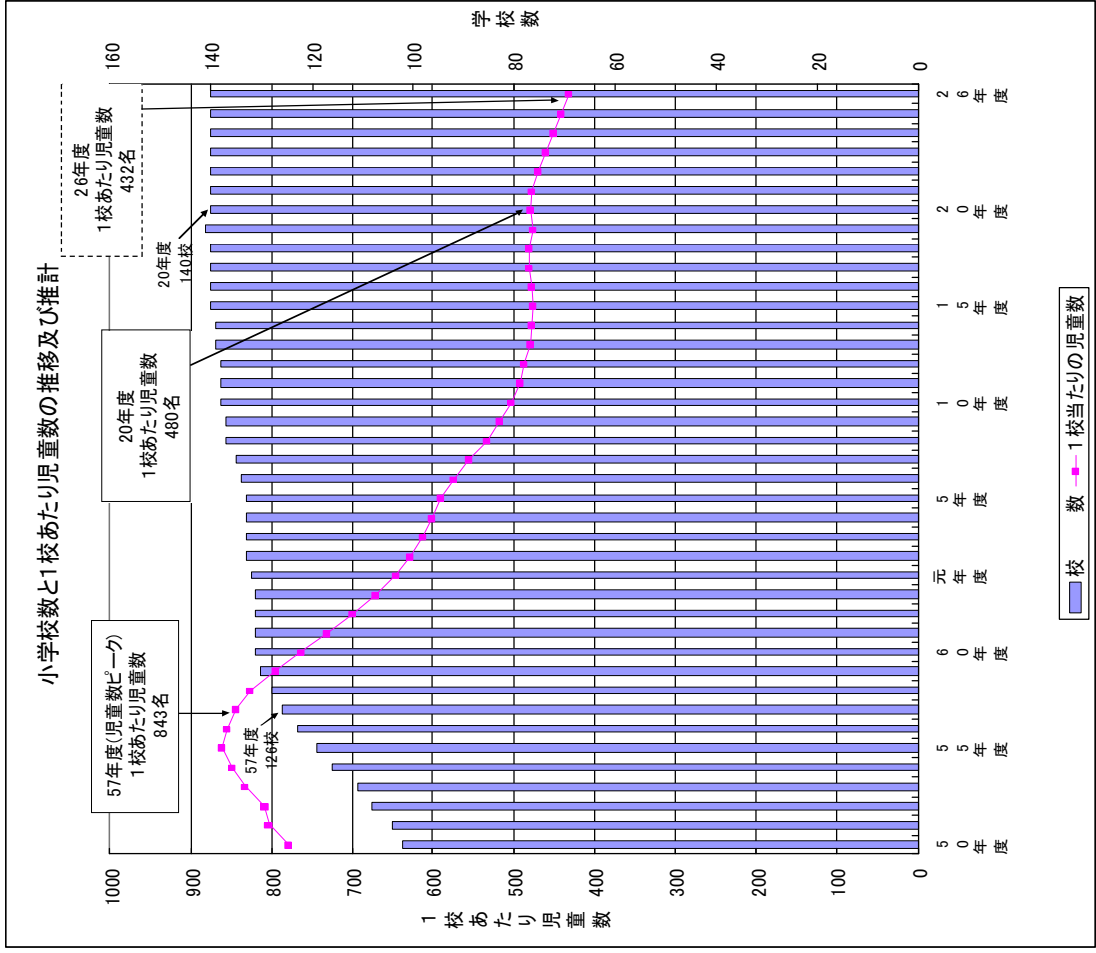
4. 広島市立小・中学校の児童生徒数の推移及び推計(昭和50年度～平成26年度)



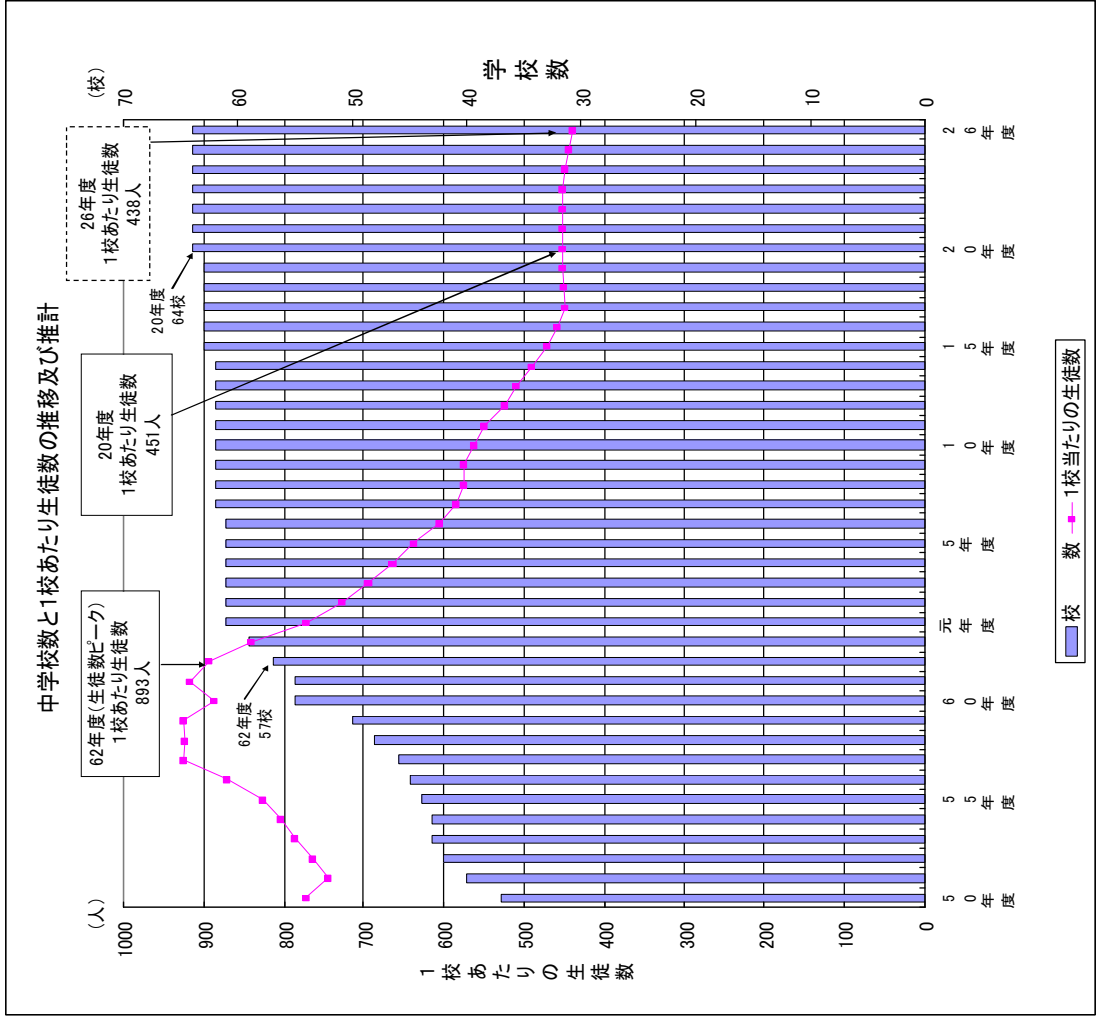
注1 平成20年度以前は実績数値で、21年度以降は20年度推計である。  
 注2 実績数値は現在の市域に組み替えている。

5. 小中学校数と1校あたり児童生徒数の推移及び推計（昭和50年度～平成26年度）

① 小学校



② 中学校

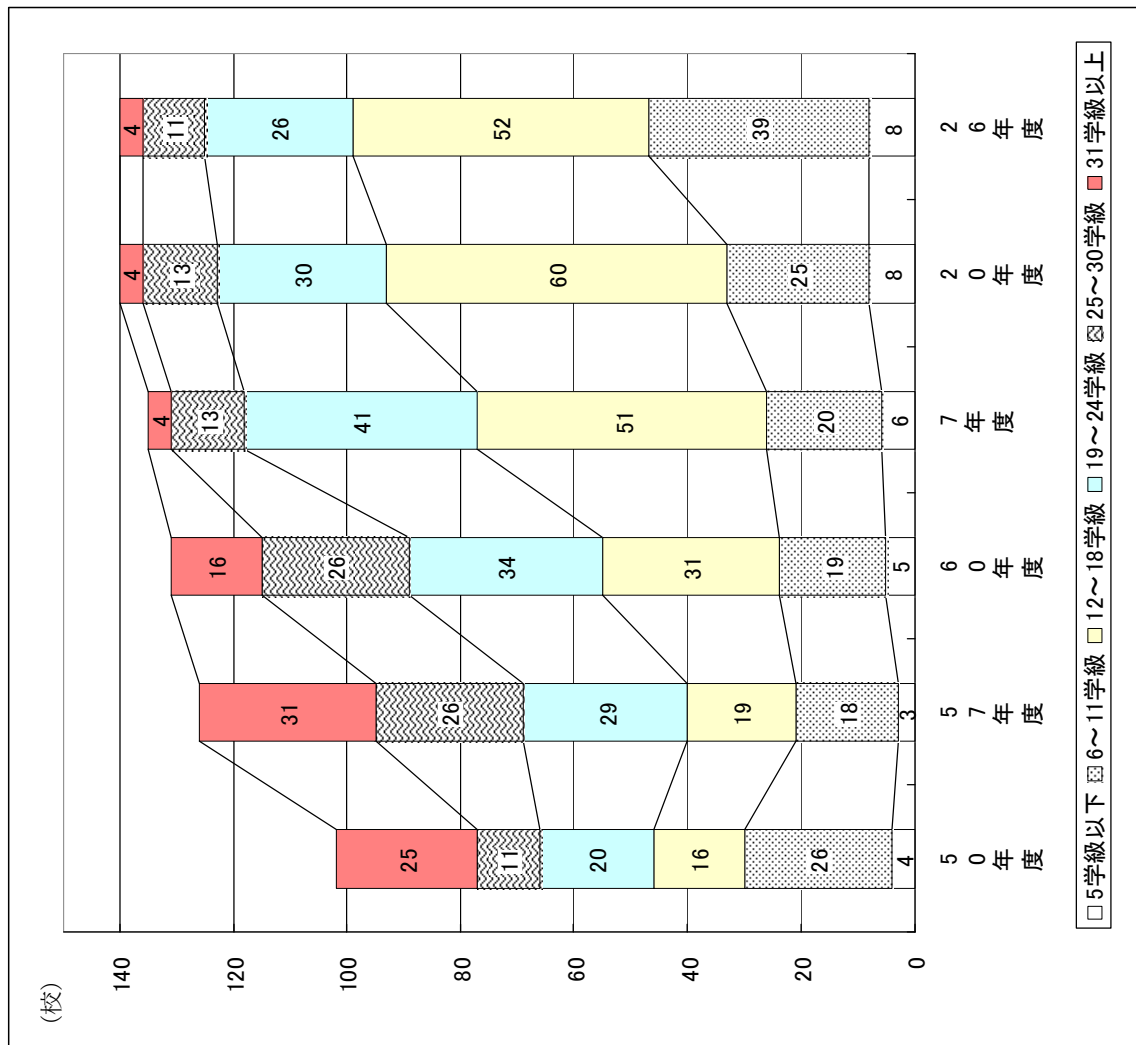


注1 平成20年度以前は実績数値で、21年度以降は20年度推計である。

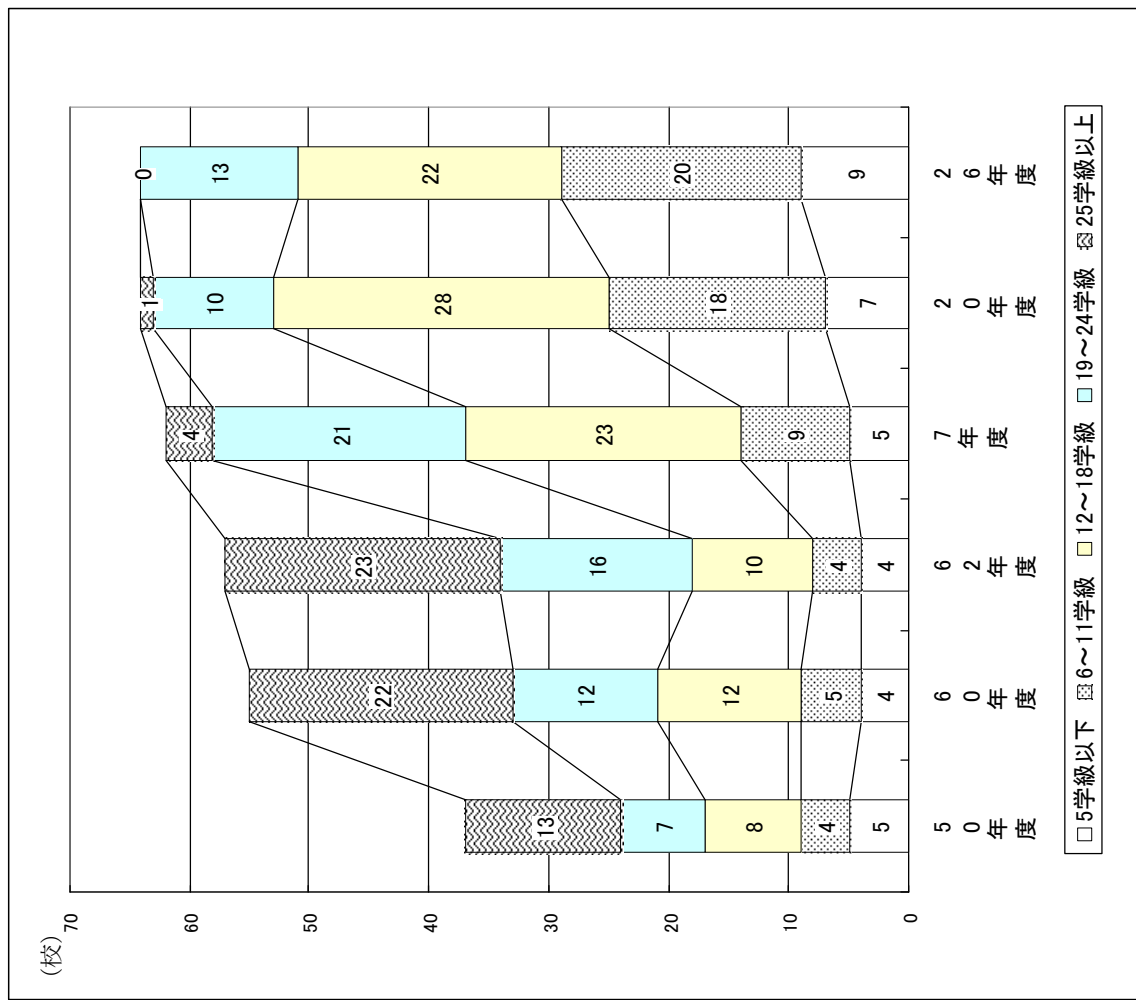
注2 実績数値は現在の市域に組み替えている。

6. 規模別学校数の推移及び推計 (昭和50年度～平成26年度)

① 小学校



② 中学校



注1 平成20年度以前は実績数値で、21年度以降は20年度推計である。

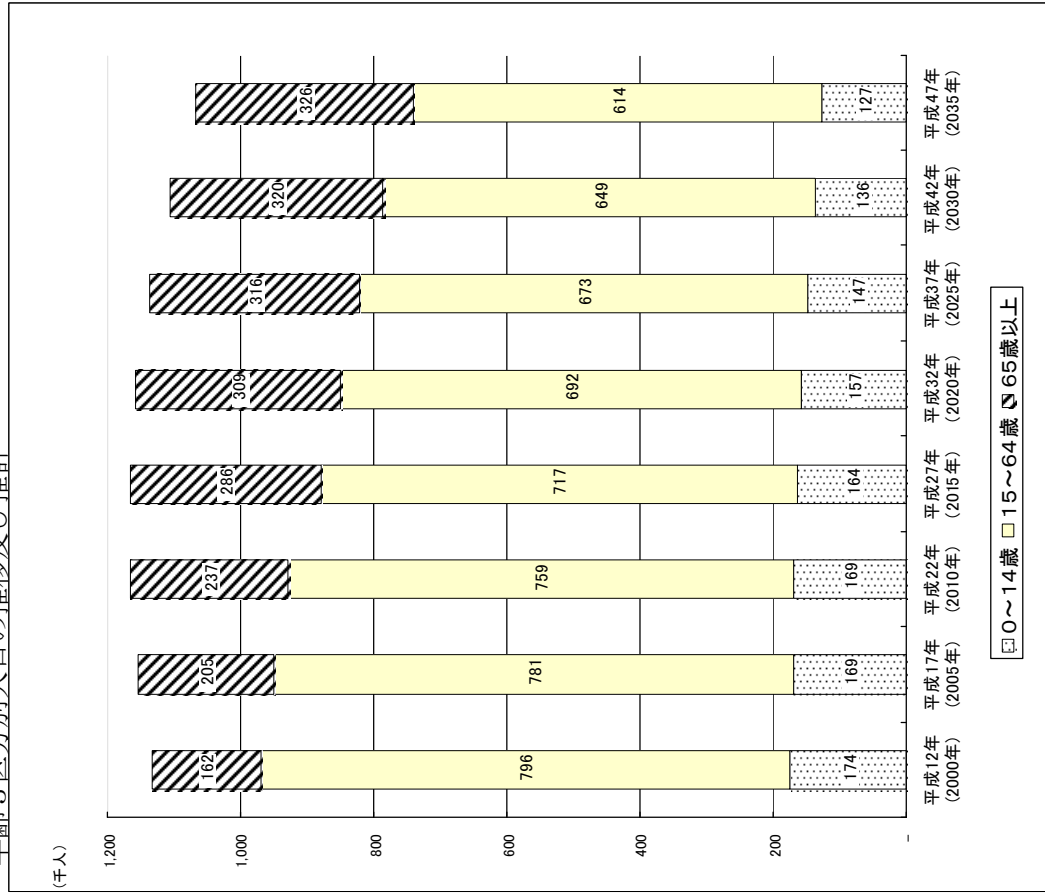
注2 実績数値は現在の市域に組み替えている。

注3 国の定める「学校教育法施行規則」では、小学校及び中学校は、12学級以上18学級以下が標準規模とされている。

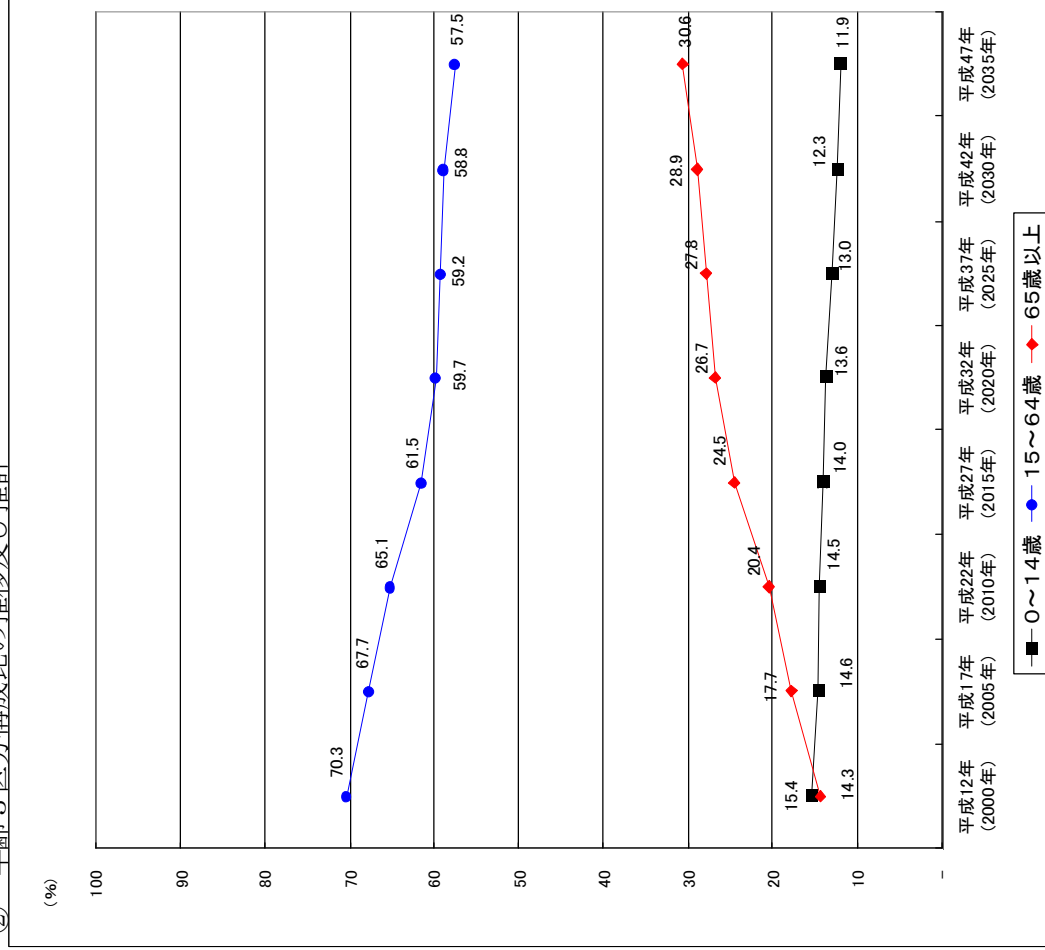


7 広島市の人口の推移及び長期推計（平成12年～平成47年）

① 年齢3区分別人口の推移及び推計



② 年齢3区分構成比の推移及び推計



注 平成17年までは実績数値で、22年以降は(財)日本統計協会が刊行する「市町村の将来人口2005～2035年（5年ごと）」による。

8. 他政令市の学校適正規模検討一覧

(平成20年7月現在)

都市名	小学校	中学校
札幌市	18～24学級(少なくとも12学級以上の規模が必要)	12～18学級(少なくとも6学級以上の規模が必要)
仙台市	(現在検討中)	(現在検討中)
新潟市	12～24学級	9～24学級
さいたま市	12～24学級	12～24学級
千葉市	12～24学級	12～24学級
川崎市	12～24学級	12～24学級
横浜市	12～24学級	12～24学級
静岡市	12～24学級	12～24学級
浜松市	12～24学級	12～18学級
名古屋	12学級以上	12学級以上
大阪市	12学級以上	18～24学級(今後検討)
堺市	12学級以上	12学級以上
神戸市	12～24学級	12～24学級
北九州市	12～24学級	12～24学級
福岡市	12～24学級	12～24学級

## 9 小中学校の適正規模等に関する関連法令等

### ○ 学校教育法施行規則（抄）

（学級数）

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

（略）

（準用規定）

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、（略）第六十八条までの規定は、中学校に、これを準用する。（略）

### ○ 小学校設置基準（抄）

（一学級の児童数）

第四条 一学級の児童は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

### ○ 中学校設置基準（抄）

（一学級の生徒数）

第四条 一学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

## 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（抄）

（国の負担）

第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

（略）

四 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

（略）

## 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（抄）

（適正な学校規模の条件）

第四条 法第三条第一項四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。

二 通学距離が、小学校にあってはおおむね四キロメートル以内、中学校にあってはおおむね六キロメートル以内であること。

2 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。

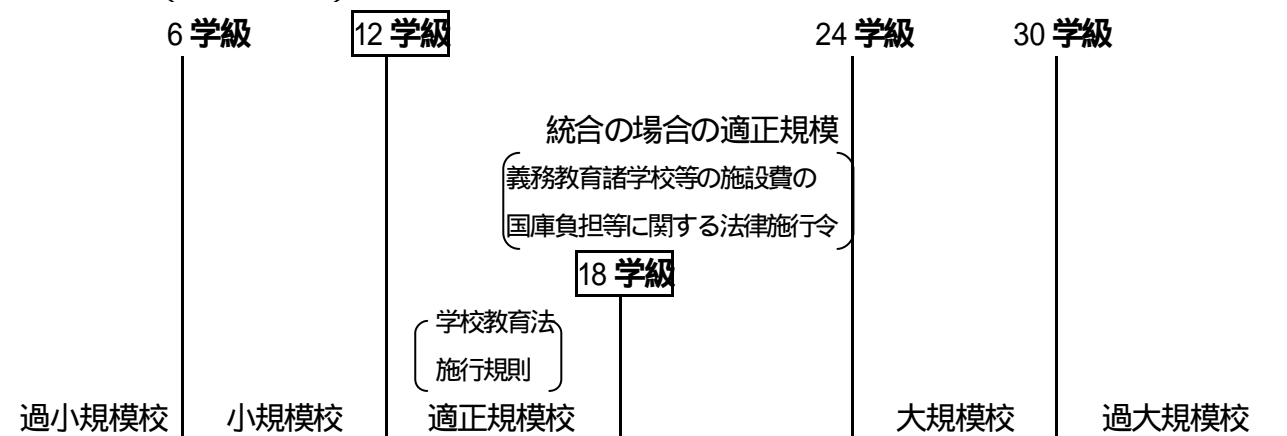
3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

## これからの学校施設づくり 6つの留意点 （昭和59年3月 助成課）

1. 学校の基本的条件（適正規模）を充たした施設づくり

児童生徒の教育指導上、学校の管理運営上さまざまな問題を有する過小規模校の統合及び過大規模校の分離の促進を図ることが必要である。

学校規模（国の考え方）



# 10 平成20年度広島県公立小・中学校学級編制基準

広島県教育委員会

## 1 小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の基準

区 分		小学校	中学校
単式学級		40人	40人
複式学級	第1学年を含む場合	8人	8人
	第1学年を含まない場合	16人	
特別支援学級 ※		8人	8人

※ 特別支援学級の学級編制は、同学級において適切な指導が行われることを前提とするものであること。

なお、特別支援学級の児童又は生徒1人での新規の編制は、市町教育委員会において特色のある学級編制をする場合を除き、同種の障害種別の特別支援学級(院内学級を除く。)が原則直線距離で1km以内に設置がなく、かつ、適切な指導のための施設・設備が整っている場合に限り同意するものとする。

## 2 特例

(1) 統廃合される小・中学校については、統廃合の前年度における複式学級の基準を1の基準に二分の一を乗じたものとするができる。

(2) 児童生徒の実態等を考慮して、特に必要があると認められる次に掲げる場合については、1の基準を下回ることができる。

- ・ 小学校1年生の学級が3以上で学級平均が35人を超える場合 (小1特例)
- ・ 第2学年において、前年度小1特例により学級編制していた場合で、継続した学級編制による指導が必要な場合  
(ただし、1の基準による学級平均児童数が30人以下を除く。) (小2特例)
- ・ 小学校2年進級時に学級減となり、学級平均児童が35人を超える場合  
(小2特例)
- ・ 変則複式及び飛び複式学級等を解消する場合
- ・ 児童生徒の問題行動等により学級経営が著しく困難な場合
- ・ 市町費負担により市町教育委員会が教諭等を任用する場合

## 3 基準日

基準日は平成20年5月1日とし、同年4月1日から適用する。  
ただし、院内学級を除く。

# 1.1 平成20年度広島県公立小・中学校定数配当基準

## I 校長・教頭・教諭配当

(1) 校長 … 原則として、本校に1人配当する。

(2) 教頭 … 3学級以上の小学校の本校及び分校に1人配当する。  
2学級以上の中学校に1人配当する。

複数配置については、27学級以上の小学校・24学級以上の中学校及び県教育委員会が特に必要と認めた学校について、定数の範囲内で配当できるものとする。

(3) 教諭 … 普通学級に応じた配当数は、次の基準表のとおりとする。

特別支援学級が編制されている学校は、基準表に特別支援学級の数と同数を加えた数とする。

[教諭配当基準表]

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
小学校	1	2	2	4	5	6	8	9	10	11	12	13	15	16	17	18	19
中学校	4	5	7	7	8	9	11	13	14	16	17	18	19	21	22	24	26
学級数	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
小学校	20	21	22	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
中学校	28	29	31	32	34	35	36	38	39	41	42	44	45	47	48	50	51
学級数	35	36	37	38	39	40											
小学校	38	40	41	42	43	44											
中学校	52	53	54	56	57	59											

中学校においては、上記基準表に示す配当数のうち、下表の数を音楽科・美術科及び技術・家庭科を合わせた教諭分として配当する。

学級数	1～6	7～9	10～14	15以上
配当数	1	2	3	4

(4) 教諭等の加配措置は、別に定める。

## II 養護教諭配当

市町単位に標準法を基本に配当する。

## III 学校事務職員配当

市町単位に標準法を基本に配当する。

## IV 学校栄養職員等配当

市町単位に標準法を基本に配当する。

## V その他

上記各職種の配当には、再任用職員(フルタイム・短時間勤務)を含むものとする。



## 12 広島市立小・中学校分離基準

広島市教育委員会  
(昭和60年2月決定)

### [分離基準]

過大規模校のかかえる様々な問題点を解消するため、国の方針に沿って  
31学級以上の学校を分離する。

ただし、31学級であっても、次の一項に該当する場合は分離しない。

- 1 児童生徒数が1200人に達しない場合
- 2 短期間31学級以上となる場合
- 3 分離するための用地確保が困難な場合

なお、31学級以上の学校であっても、減少傾向にある場合は、その推移を見守る。

### 13 市立小学校の規模別状況（平成20年5月1日現在）

学校規模 1～5学級

8校（5.7%）

学校規模 6～11学級

25校（17.9%）

学校規模 12～18学級

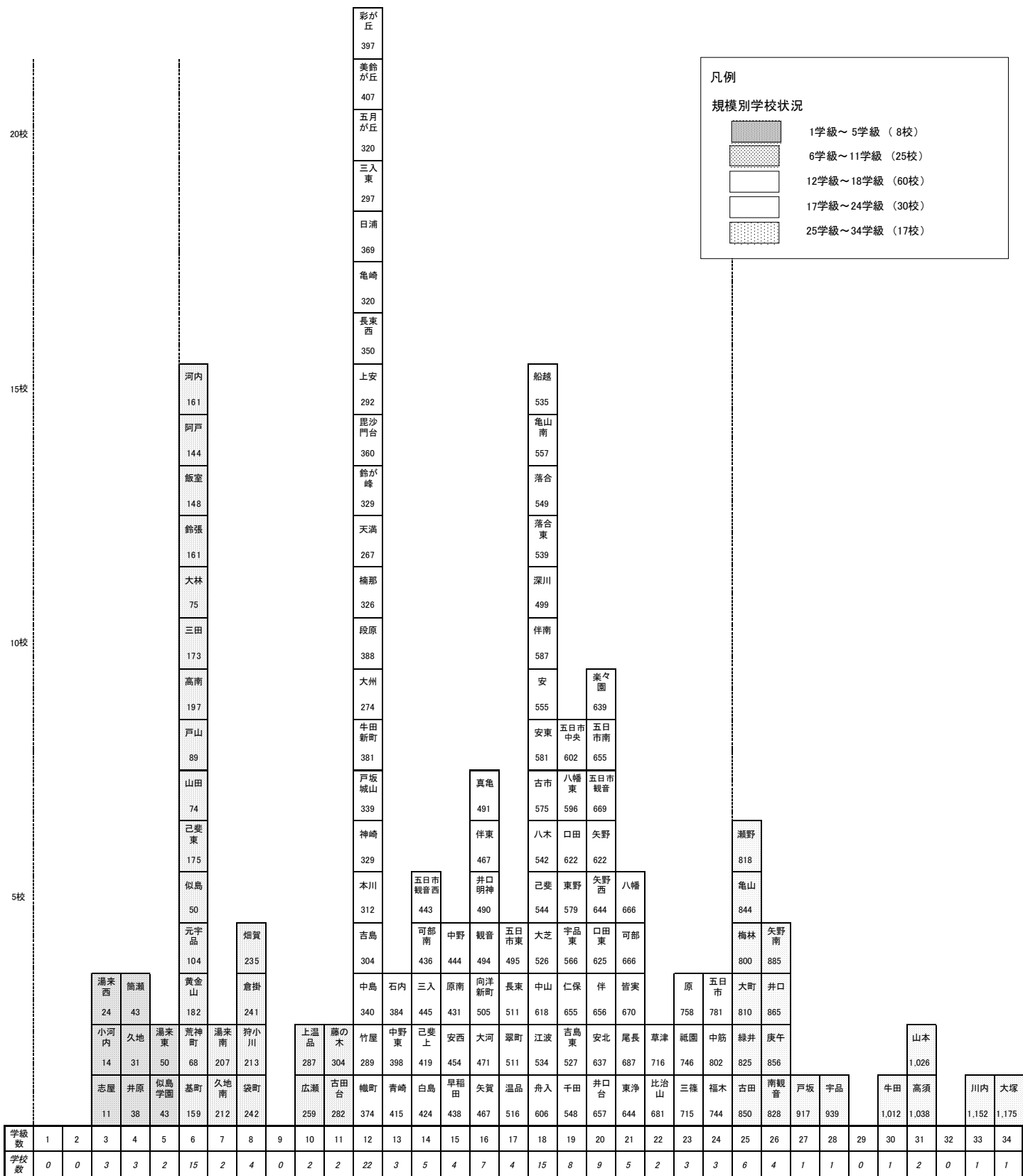
60校（42.9%）

学校規模 19～24学級

30校（21.4%）

学校規模 25学級以上

17校（12.1%）



※学級数は特別支援学級を除く。

学校数 140 校

※校名の下段の数字は児童数である。

# 14 市立中学校の規模別状況（平成20年5月1日現在）

学校規模 1～5学級

7校（10.9%）

学校規模 6～11学級

18校（28.1%）

学校規模 12～18学級

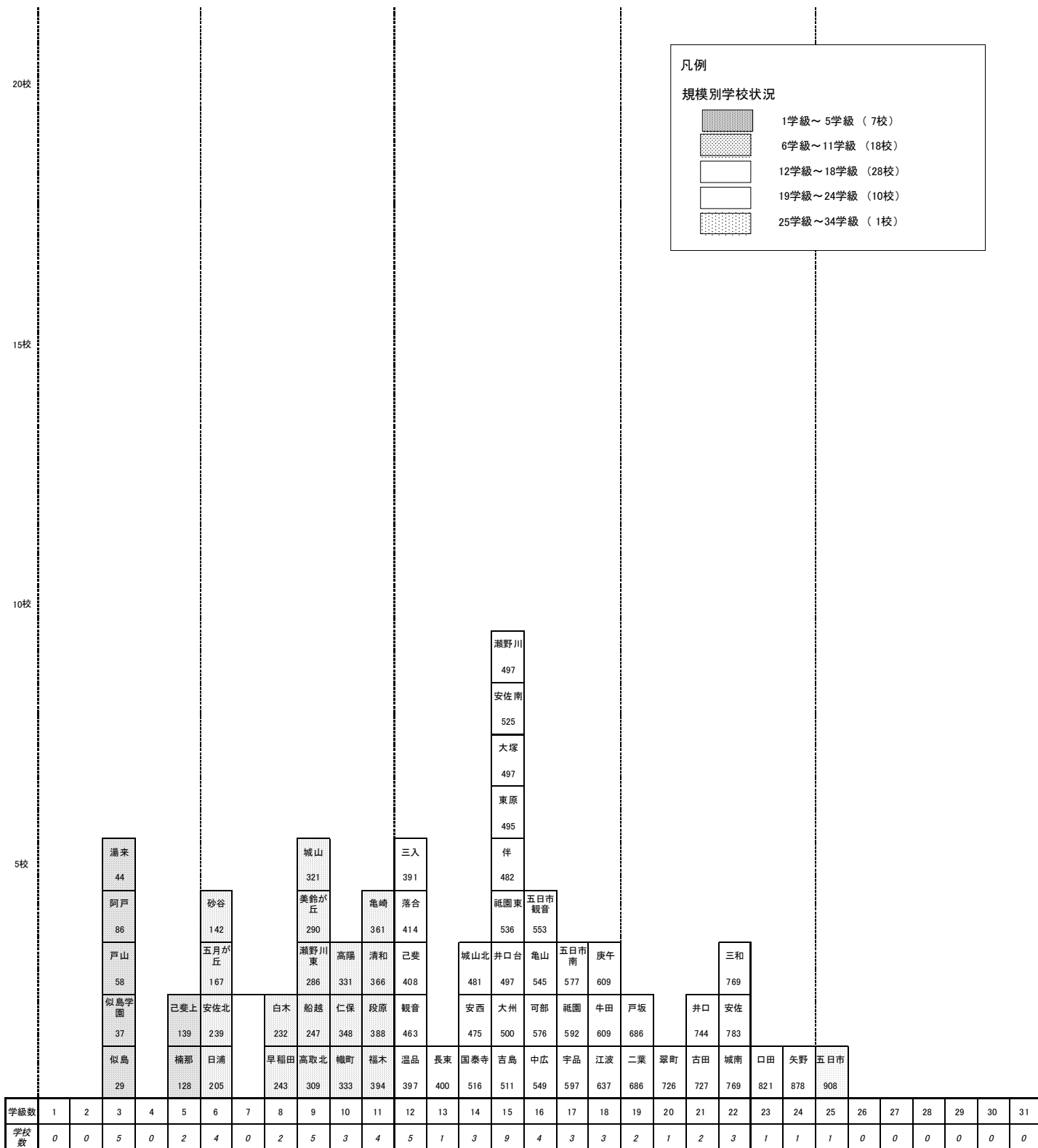
28校（43.8%）

学校規模 19～24学級

10校（15.6%）

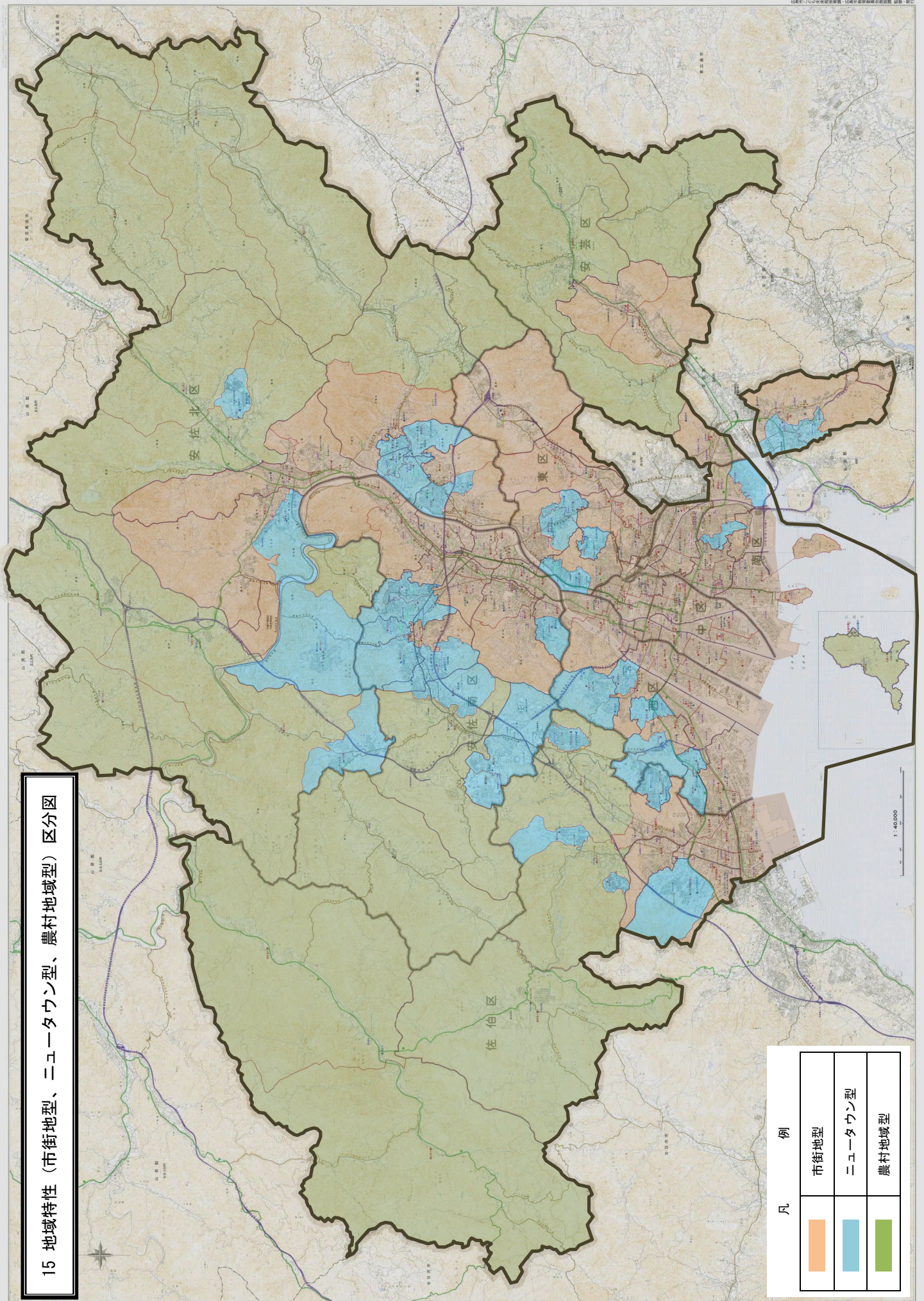
学校規模 25学級以上

1校（1.6%）




※学級数は特別支援学級を除く。  
 ※校名の下段の数字は生徒数である。





15 地域特性（市街地型、ニュータウン型、農村地域型）区分図

凡 例

	市街地型
	ニュータウン型
	農村地域型



16 地域特性(市街地型、ニュータウン型、農村地域型)区分表(小学校)

	市街地				ニュータウン				農村地域			
	小学校名	学級数	最古建築年度(経過年数)	創立年度	小学校名	学級数	最古建築年度(経過年数)	創立年度	小学校名	学級数	最古建築年度(経過年数)	創立年度
中区	白鳥小学校	14	昭和31(52)	昭和5								
	基町小学校	6	昭和46(37)	昭和47								
	磯町小学校	12	昭和36(47)	明治5								
	袋町小学校	8	平成13(7)	明治5								
	竹屋小学校	12	昭和30(53)	明治41								
	千田小学校	19	昭和27(56)	大正13								
	中島小学校	12	昭和27(56)	明治30								
	吉島東小学校	19	昭和51(32)	昭和52								
	吉島小学校	12	昭和36(47)	昭和31								
	広瀬小学校	10	昭和49(34)	明治41								
	本川小学校	12	昭和25(58)	明治5								
	神崎小学校	12	昭和29(54)	明治43								
	舟入小学校	18	昭和33(50)	昭和10								
	江波小学校	18	昭和41(42)	明治33								
(14校)	(14校)			(0校)				(0校)				
東区	福木小学校	24	昭和46(37)	明治5	戸坂城山小学校	12	昭和50(33)	昭和49				
	上温品小学校	10	昭和43(40)	昭和43	東浄小学校	21	昭和53(30)	昭和54				
	温品小学校	17	昭和45(38)	明治6	牛田新町小学校	12	昭和43(40)	昭和44				
	戸坂小学校	27	昭和40(43)	明治5	早稲田小学校	15	昭和54(29)	昭和55				
	中山小学校	18	昭和39(44)	明治8								
	牛田小学校	30	昭和52(31)	明治7								
	尾長小学校	21	昭和32(51)	大正6								
	矢賀小学校	16	昭和41(42)	明治5								
(12校)	(8校)			(4校)				(0校)				
南区	荒神町小学校	6	昭和28(55)	明治5	黄金山小学校	6	昭和51(32)	昭和52	似島小学校	6	昭和40(43)	明治34
	大州小学校	12	昭和49(34)	昭和30	同洋新町小学校	16	平成07(13)	平成8	似島学園小学校	5		昭和21
	青崎小学校	13	昭和36(47)	明治6								
	段原小学校	12	昭和27(56)	明治30								
	比治山小学校	22	昭和37(46)	昭和3								
	菅実小学校	21	昭和29(54)	大正9								
	翠町小学校	17	昭和41(42)	昭和42								
	大河小学校	16	昭和39(44)	明治17								
	仁保小学校	19	昭和41(42)	明治5								
	楠那小学校	12	昭和49(34)	明治7								
	宇品東小学校	19	昭和43(40)	昭和30								
	宇品小学校	28	昭和41(42)	明治29								
	元宇品小学校	6	昭和52(31)	昭和23								
(13校)				(2校)				(2校)				
西区	大芝小学校	18	昭和34(49)	大正15	己斐東小学校	6	昭和50(33)	昭和50				
	二篠小学校	23	昭和28(55)	明治6	山田小学校	6	昭和53(30)	昭和54				
	天満小学校	12	昭和26(57)	明治5	鈴が峰小学校	12	昭和53(30)	昭和54				
	観音小学校	16	昭和45(38)	昭和24	己斐上小学校	14	昭和56(27)	昭和57				
	南観音小学校	26	昭和43(40)	明治6	井口小学校	20	昭和58(25)	昭和59				
	己斐小学校	18	昭和32(51)	明治6	高須小学校	31	平成07(13)	平成8				
	古田小学校	25	昭和37(46)	明治6	古田台小学校	11	平成12(8)	平成13				
	康平小学校	26	昭和44(39)	昭和45								
	章津小学校	22	昭和43(40)	明治5								
	井口小学校	26	昭和44(39)	明治6								
	井口明神小学	16	昭和55(28)	昭和56								
	(11校)				(7校)				(0校)			
	安佐南区	八木小学校	18	昭和47(36)	明治7	毘沙門台小学校	12	昭和54(29)	昭和55	戸山小学校	6	昭和47(36)
緑井小学校		25	昭和41(42)	明治8	安東小学校	18	昭和50(33)	昭和50	伴小学校	20	昭和46(37)	明治7
川内小学校		33	昭和49(34)	明治18	上安小学校	12	昭和54(29)	昭和54				
中筋小学校		24	昭和51(32)	昭和52	安北小学校	20	昭和53(30)	昭和53				
古市小学校		18	昭和38(45)	明治7	安西小学校	15	昭和50(33)	昭和51				
大町小学校		25	昭和46(37)	昭和47	伴東小学校	16	昭和57(26)	昭和58				
安小学校		18	昭和42(41)	明治41	長東西小学校	12	昭和58(25)	昭和59				
祇園小学校		23	昭和38(45)	明治6	大塚小学校	34	平成06(14)	平成7				
山本小学校		31	昭和43(40)	明治6	伴南小学校	18	平成14(6)	平成15				
長東小学校		17	昭和42(41)	明治7								
原小学校		23	昭和39(44)	明治6								
原南小学校		15	昭和50(33)	昭和51								
梅林小学校		25	昭和55(28)	昭和56								
東野小学校		19	平成18(2)	平成19								
(14校)				(9校)				(2校)				
安佐北区	深川小学校	18	昭和49(34)	明治28	亀崎小学校	12	昭和54(29)	昭和55	井原小学校	4	昭和56(27)	明治8
	落合小学校	18	昭和52(31)	明治28	真電小学校	16	昭和51(32)	昭和52	志屋小学校	3	昭和57(26)	明治6
	口田小学校	19	昭和47(36)	明治5	落合東小学校	18	昭和50(33)	昭和50	高南小学校	6	昭和53(30)	明治6
	司部小学校	21	昭和41(42)	明治7	口田東小学校	20	昭和52(31)	昭和53	三田小学校	6	昭和37(46)	明治6
	司部南小学校	14	昭和46(37)	昭和47	龜山南小学校	18	昭和49(34)	昭和49	狩小川小学校	8	昭和58(25)	明治42
	龜山小学校	25	昭和38(45)	明治7	日浦小学校	12	昭和52(31)	明治5	大林小学校	6	昭和45(38)	明治27
					久地南小学校	7	昭和55(28)	昭和56	三入小学校	14	昭和49(34)	明治24
					倉掛小学校	8	昭和56(27)	昭和57	鈴張小学校	6	昭和49(34)	明治8
					三入東小学校	12	昭和59(24)	昭和60	小河内小学校	3	昭和56(27)	明治7
									飯室小学校	6	昭和50(33)	明治6
								久地小学校	4	昭和51(32)	明治7	
								筒瀬小学校	4	平成元(19)	明治8	
(27校)	(6校)			(9校)				(12校)				
安芸区	中野東小学校	13	昭和52(31)	昭和53	矢野西小学校	20	昭和50(33)	昭和50	瀬野小学校	25	昭和41(42)	明治35
	中野小学校	15	昭和43(40)	明治18	矢野南小学校	26	平成09(11)	平成10	畑貫小学校	8	昭和46(37)	明治6
	船越小学校	18	昭和39(44)	明治5					阿戸小学校	6	昭和44(39)	明治14
	矢野小学校	20	昭和44(39)	明治2								
	(4校)				(2校)				(3校)			
佐伯区	八幡小学校	21	昭和43(40)	明治9	五日市観音西小	14	昭和56(27)	昭和57	石内小学校	13	昭和45(38)	明治7
	八幡東小学校	19	昭和53(30)	昭和54	五月が丘小学校	12	昭和52(31)	昭和52	河内小学校	6	昭和43(40)	明治6
	五日市観音小	20	昭和44(39)	明治7	美鈴が丘小学校	12	昭和55(28)	昭和56	湯菜東小学校	5	昭和43(40)	明治8
	五日市中央小	19	昭和57(26)	昭和58	藤の木小学校	11	平成元(19)	平成2	湯菜西小学校	3	昭和40(43)	明治6
	五日市小学校	24	昭和36(47)	明治5	彩が丘小学校	12	平成05(15)	平成6	湯菜南小学校	7	昭和42(41)	明治7
	五日市東小学	17	昭和49(34)	昭和50								
	五日市南小学	20	昭和41(42)	昭和42								
	菜々園小学校	20	昭和63(20)	平成元								
(18校)	(8校)			(5校)				(5校)				
(140校)	(78校)			(38校)				(24校)				

※1 表中、網かけになっているのは今回のアンケートでは回答者がなかった小学校(13校)を示す。

※2 学級数は平成20年5月1日現在。

※3 「最古建築年度」とは、各学校が保有する校舎のうち最も古い校舎の建築年度を示し、経過年数は平成21年3月31日に到達する年数である。

17 地域特性(市街地型、ニュータウン型、農村地域型)区分表(中学校)

	市街地				ニュータウン				農村地域						
	中学校名	学級数	最古建築年度	(経過年数)	創立年度	中学校名	学級数	最古建築年度	(経過年数)	創立年度	中学校名	学級数	最古建築年度	(経過年数)	創立年度
中区	幡町中学校	10	昭和29	(54)	昭和22										
	国泰寺中学校	14	昭和24	(59)	昭和24										
	吉島中学校	15	昭和56	(27)	昭和28										
	江波中学校	18	昭和36	(47)	昭和22										
(4校)	(4校)				(0校)					(0校)					
東区	福木中学校	11	昭和59	(24)	昭和60	戸坂中学校	19	昭和46	(37)	昭和47					
	温品中学校	12	昭和35	(48)	昭和38	早稲田中学校	8	平成6	(14)	平成7					
	牛田中学校	18	昭和35	(48)	昭和36										
	二葉中学校	19	昭和37	(46)	昭和26										
(6校)	(4校)				(2校)					(0校)					
南区	大洲中学校	15	昭和35	(48)	昭和23						似島中学校	3	昭和38	(45)	昭和22
	段原中学校	11	昭和6	(77)	昭和22						似島学園中学校	3			昭和22
	翠町中学校	20	昭和34	(49)	昭和22										
	仁保中学校	10	昭和50	(33)	昭和51										
	楠那中学校	5	昭和50	(33)	昭和51										
	宇品中学校	17	昭和36	(47)	昭和22										
(8校)	(6校)				(0校)					(2校)					
西区	中広中学校	16	昭和35	(48)	昭和24	己斐上中学校	5	昭和61	(22)	昭和62					
	観音中学校	12	昭和34	(49)	昭和22	吉田中学校	21	昭和59	(24)	昭和60					
	己斐中学校	12	昭和46	(37)	昭和47	井口台中学校	15	昭和63	(20)	平成元					
	庚午中学校	18	昭和37	(46)	昭和22										
	井口中学校	21	昭和53	(30)	昭和53										
(8校)	(5校)				(3校)					(0校)					
安佐南区	城山北中学校	14	昭和62	(21)	昭和63	安佐中学校	22	昭和43	(40)	昭和24	戸山中学校	3	昭和35	(48)	昭和22
	城南中学校	22	昭和47	(36)	昭和47	高取北中学校	9	昭和59	(24)	昭和60	伴中学校	15	昭和49	(34)	昭和22
	安佐南中学校	15	昭和57	(26)	昭和58	大塚中学校	15	平成20	(1)	平成20					
	安西中学校	14	昭和52	(31)	昭和52										
	東原中学校	15	昭和62	(21)	昭和63										
	祇園東中学校	15	昭和46	(37)	昭和46										
	祇園中学校	17	昭和38	(45)	昭和22										
	長東中学校	13	昭和58	(25)	昭和59										
(13校)	(8校)				(3校)					(2校)					
安佐北区	高陽中学校	10	昭和49	(34)	昭和24	亀崎中学校	11	昭和55	(28)	昭和56	白木中学校	8	昭和40	(43)	昭和40
	口田中学校	23	昭和58	(25)	昭和59	落合中学校	12	昭和50	(33)	昭和51	三人中学校	12	昭和57	(26)	昭和58
	可部中学校	16	昭和51	(32)	昭和22	日浦中学校	6	昭和54	(29)	昭和55	清和中学校	11	昭和37	(46)	昭和37
	亀山中学校	16	昭和49	(34)	昭和49						安佐北中学校	6	昭和58	(25)	平成15
(11校)	(4校)				(3校)					(4校)					
安芸区	瀬野川中学校	15	昭和47	(36)	昭和22	矢野中学校	24	昭和46	(37)	昭和22	瀬野川東中学校	9	昭和63	(20)	平成元
	船越中学校	9	昭和53	(30)	昭和22						阿戸中学校	3	昭和49	(34)	昭和22
(5校)	(2校)				(1校)					(2校)					
佐伯区	三和中学校	22	昭和47	(36)	昭和22	五月が丘中学校	6	昭和56	(27)	昭和57	湯来中学校	3	昭和41	(42)	昭和40
	城山中学校	9	昭和61	(22)	昭和62	美鈴が丘中学校	9	昭和59	(24)	昭和60	砂谷中学校	6	昭和52	(31)	昭和22
	五日市観音中	16	昭和59	(24)	昭和60										
	五日市中学校	25	昭和41	(42)	昭和22										
	五日市南中学	17	昭和51	(32)	昭和52										
(9校)	(5校)				(2校)					(2校)					
(64校)	(38校)				(14校)					(12校)					

※1 学級数は平成20年5月1日現在。 ※2 中学校の3分類は、校区内の指定小学校区の主な地域特性を基本に分類している。  
 ※3「最古建築年度」とは、各学校が保有する校舎のうち最も古い校舎の建築年度を示し、経過年数は平成21年3月31日に到達する年数である。



## 18 広島市立学校適正配置等のあり方に関する 検討協力者会議要綱

### (目的)

第1条 広島市立小学校及び中学校の適正規模、適正配置等に係る計画を策定するに当たり、学識経験者、市民等から広く意見を聴取し検討するため、広島市立学校適正配置等のあり方に関する検討協力者会議(以下「協力者会議」という。)を設ける。

### (所掌事項)

第2条 協力者会議は、次に掲げる事項について、調査及び検討を行う。

- (1) 学校の適正規模
- (2) 学校の適正配置の考え方
- (3) 学校の適正配置の取組み方
- (4) その他学校の適正配置に必要な事項

### (組織)

第3条 協力者会議は、委員13人以内をもって組織する。

2 協力者会議の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) 市民
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

### (座長)

第4条 協力者会議を円滑に進めるために座長を置く。

2 座長は、委員の互選とする。

3 座長は、会務を総理し、協力者会議を代表する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 協力者会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 協力者会議は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

第6条 協力者会議の庶務は、教育委員会施設課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協力者会議の運営に関し必要な事項は、座長が協力者会議に諮って定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成20年4月10日から施行する。

2 この要綱は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

## 19 広島市立学校適正配置等のあり方に関する 検討協力者会議の公開等に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市立学校適正配置等のあり方に関する検討協力者会議（以下「協力者会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 協力者会議の会議（以下「会議」という。）は、これを公開し、本要領に基づき何人も会議を傍聴できるものとする。

(会議開催の周知)

第3条 教育委員会施設課は、会議を開催するに当たって、会議の日時、場所等必要事項を記載した会議の開催案内を作成し、会議を開催する日の1週間前までに、これを次の方法により周知するものとする。

- (1) 教育委員会施設課窓口への備え付け
- (2) 広島市公文書館の所定の場所への掲示
- (3) 広島市ホームページへの掲載
- (4) 広島市市政記者クラブへの情報提供

(傍聴人の定員)

第4条 会議の傍聴人（以下「傍聴人」という。）の定員は、10人とする。

(傍聴手続)

第5条 傍聴の申込みの受付は、会議の当日、会議開始の30分前から開始する。傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、傍聴席に余裕があると認められる場合には、適宜増員に努めるものとする。

(傍聴することができない者)

第6条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器の類等他人に危惧を加えるおそれがある物品を携帯している者
- (3) 鉢巻、ビラ、プラカード、旗の類等議事を妨害するおそれがある物品を携帯し、又は着用している者
- (4) その他円滑な会議の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと
- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ、又は他人の迷惑となる行為をしないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、座長の許可を得た場合を除く。
- (6) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと  
(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、座長はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、会議の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させる、或いは当該会議を中止する等の措置を講ずることができる。

(会議録の作成及び閲覧)

第9条 教育委員会施設課は、次に掲げる事項を記載した会議要旨を速やかに作成するものとする。

- (1) 会議名
  - (2) 開催日時・場所
  - (3) 出席委員氏名
  - (4) 議題
  - (5) 公開・非公開の別
  - (6) 傍聴人の人数
  - (7) 会議資料名
  - (8) 会議の要旨
- 2 教育委員会施設課は、作成した会議要旨に正確を期するため、座長の確認を得るものとする。
- 3 教育委員会施設課は、作成した会議要旨を、教育委員会施設課窓口及び広島市公文書館の所定の場所に備え置き、これを作成した日から同日の属する年度の翌年度3月31日まで閲覧に供するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成20年4月10日から施行する。
- 2 この要領は、第9条第3項に規定する、会議要旨閲覧の終了をもって効力を失う。

## 20 広島市立学校適正配置等のあり方に関する検討協力者会議委員等名簿

(50音順、敬称略)

氏名	役職等	備考	
あかほし 赤星	しんさく 晋作	広島市立大学国際学部教授	
うちこし 打越	いさお 勲	広島市青少年健全育成連絡協議会会長	
おか 岡	なな 奈々	市民委員	
こばら 小原	ともゆき 友行	広島大学大学院教授	座長
たかぎ 高木	せいじ 聖二	市民委員	
たにむら 谷村	としひこ 敏彦	広島市PTA協議会副会長	
つだ 津田	よしはる 義晴	(社)広島市社会福祉協議会理事	
どうの 堂野	けいこ 恵子	安田女子大学文学部教授	座長職務代理者
まるき 丸木	まきこ 真木子	広島市PTA協議会専務理事	
もりもと 森本	まさたか 昌孝	(社)広島市社会福祉協議会理事	
やまだ 山田	ともこ 知子	比治山大学現代文化学部准教授	
いとう 伊藤	もりお 守夫	広島市立三入小学校校長	アドバイザー
やまだ 山田	しげのり 重則	広島市立二葉中学校校長	アドバイザー